外ヶ浜町障害者活躍推進計画

外ヶ浜町では令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)で地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、障害者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和2年4月1日

外ヶ浜町長 山﨑 結子

記

1 計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
外ヶ浜町役場 における障害 者雇用に関す る課題	外ヶ浜町役場における障害者任免状況通報では令和元年6月1日現在で、障害者実雇用率が2.65%であり、法定雇用率2.5%を満たしている。 しかしながら、令和3年4月には地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げられる予定である。 このため、当町においては令和2年度以降も継続して障害者の法定雇用率を達成していく必要がある。 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。	
2 目標		
①雇用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に特に前年度採用者の定着状況 を把握し、進捗管理を行うものとする。	

③ワーク・エン ゲージメン トに関する 目標	今後、在職している障害者(新採用職員を除く)に対して、アンケートを行い令和2年度は実態を把握し、令和3年度は前年の基準を上回ることとする。
3 取組内容	
①障害者の活 躍を推進す る体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選
	任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活 躍の基本と なる職務の 選定・創出	○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難 となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、 負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活 躍を推進の るための事 境整備・人事 管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の

場の拡大を推進する。